

今後の雇用・能力開発機構のあり方 について

平成20年12月2日

今後の雇用・能力開発機構のあり方について

(目 次)

<u>1. 組織のあり方</u> · · · · ·	1
<u>2. 改革の方向</u> · · · · ·	2
<u>3. 雇用のセーフティネットとしての離職者訓練の実施</u> · · · · ·	4
<u>4. ものづくり分野に係る訓練の実施</u> · · · · ·	5
<u>5. 職業訓練のノウハウと全国ネットワークによる一体的運用</u> · · · · ·	6
<u>6. 都道府県への移管に伴う問題</u> · · · · ·	7

今後の雇用・能力開発機構のあり方について

1. 組織のあり方

- 機構の組織については、大型の福祉施設の設置・運営等についての強い批判に謙虚に耳を傾け、これらの事業は機構の業務として廃止して、真に必要な職業訓練関係業務に特化するとともに、効率的な運営を徹底する観点に立ち、次のような抜本改革を行い、国としての責任を果たせる効果的な組織として出直しを図る。
- 第一に、今後は国の事業としては、職業訓練関係業務に特化し、その他の業務は、廃止又は移管する。
- 第二に、国の雇用対策や、ものづくり支援の一環としての訓練政策を担う組織とする必要がある。具体的には、国が業務運営の目標等を指示し、急激な雇用悪化や災害等の緊急時には国の要請のもとで対応できる体制を整えるなど、国が一定の関与を持つ仕組みが必要である。
- 第三に、勤労者福祉施設の設置・運営などについての様々な批判を受けたことを踏まえ、財源を拠出している使用者の代表者や実際のユーザーである中小企業や労働者の代表者、即ち、労使による組織の運営への参画とコントロールが可能な仕組みを導入する。
- 第四に、職業訓練関連業務自体についても、多くの施設・設備を有しており、こうした施設・設備の無駄の排除、効果的な運用のため、外部専門家からなる第三者委員会を設けるなどにより、資産の効率的活用の徹底を図る。
- 第五に、国としての訓練ノウハウを活かし、真に地域に貢献する公共職業訓練を実施できる組織とするため、各施設ごとに地域の中小企業団体、各種教育訓練機関の声を反映できる協議会を設けるなどにより地域との連携を深め、特に、ものづくり分野については、日本の国際競争力を高める観点からも、中小企業施策や教育施策とのより一層の連携を図る。

2. 改革の方向

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）

- 原則として、各都道府県 1 つのポリテクセンターを設置する（地理的条件等にも配慮することとする。）など、全国ネットワークにより一定水準の職業訓練の実施を確保する必要がある。
- 他方、上記以外のセンターで、都道府県や民間が移管を希望し、水準を維持して運営・実施できるものは、移管を検討する。
- 今後は、非正規労働者や就職困難者など、職業訓練の受講が必要な者が訓練を受けられる仕組みとすることが必要である。

(2) 職業能力開発大学校・附属短期大学校（ポリテクカレッジ）

- 大学校において行っている高度なものづくり分野の訓練は、施設・設備にコストがかかるだけでなく、訓練ノウハウも高度の水準を要するため、現状では、民間教育訓練機関や都道府県では対応が困難であり、国が自らの責任において、引き続き実施することが必要である。
- 附属短期大学校についても、基本的には同様であるが、現在も都道府県で実施しているものが存在することから、都道府県や民間が移管を希望し、水準を維持して運営・実施できるものについては、移管を検討する。

(3) 職業能力開発総合大学校

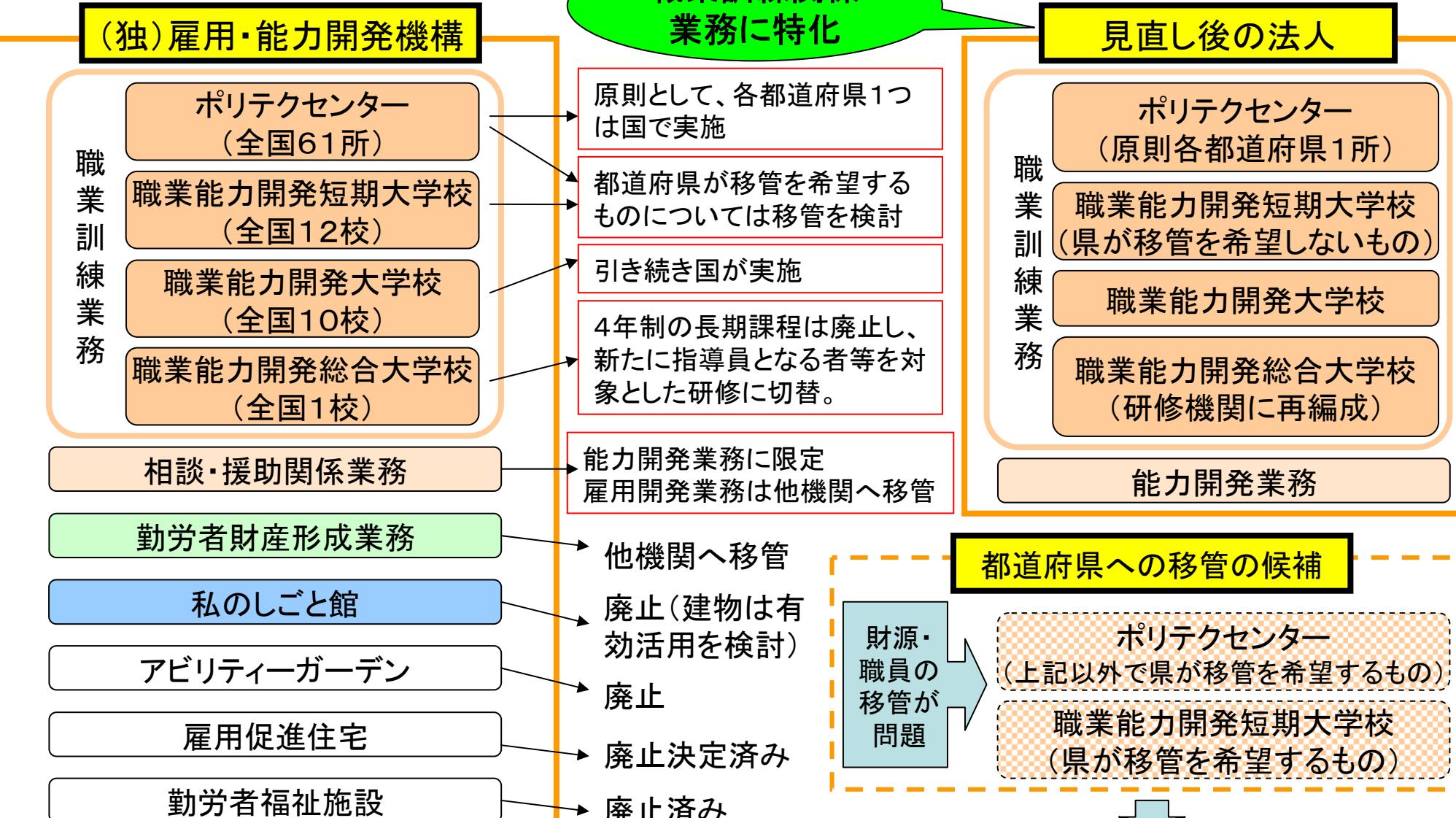
- 現在の 4 年制の長期課程を廃止し、新たに指導員となる者等を対象とする研修に切り替えるなどにより、指導員養成の在り方を抜本的に見直し、職業能力開発総合大学校を研修機関として再編する。

(4) 業務の見直し

- 地域の民間の教育訓練機関や都道府県との重複・競合を排除する仕組みを徹底し、国でなければ実施できない高度なものづくり分野の訓練などに集中していく必要がある。
- また、機構の職業訓練も施設により取組状況にはらつきがあり、保有する訓練ノウハウを全国ネットワークとして浸透させる努力や経営意識・理念の徹底が必要である。

改革の方向

組織は抜本見直し



3. 雇用のセーフティネットとしての離職者訓練の実施

- 離職者訓練の実施を含む雇用のセーフティネットの強化は、現在、国民生活の安心・安全のために最も重要な国策の一つである。

特に、現在、世界的な金融危機により、円高や株価の大幅な下落・乱高下が続く中で、実体経済や雇用への深刻な影響により、離職者の多発が予測される。

こうした離職者訓練実施のすべてを都道府県等に移管することは、次のような問題があり、労使団体や地域自治体から、反対の意見が出されている。
- 第一に、離職者訓練は、国に代わり、雇用・能力開発機構が11.3万人で全体の80%を実施。就職率も、施設内82.0%（都道府県平均73.6%）と高い実績を上げている。

また、緊急時の離職者訓練は、ほとんど機構が実施（H13年度32万人中30万人）してきた。移管によって実績の乏しい都道府県が同様の実績を挙げられる保証は全くない。
- 第二に、機構は、全国61のポリテクセンターを中心に、全國ネットワークにより、地域の離職者訓練の実施を担保しており、これを解体・移管すれば、次のような事態を避けられない。
 - ① 都道府県の財政力・訓練実施体制の違いにより、離職者訓練の実績に大きな跛行性（施設内4000人弱から0人まで）がある中で、地域の格差が益々拡大しかねない。
 - ② 特に、小規模県などは、産業が少なく、財政力も乏しい一方、失業者や貧困層が多く、国としての訓練実施の担保がなければ、地域住民の安心・安全が全うすることは困難。また、地域的な離職者の多発等の緊急時にも迅速かつ柔軟な対応ができなくなる。
- 第三に、増加するワーキングプア層に対し、企業実習を含む実践的訓練機会を提供し、安定雇用に誘導するジョブ・カード制度は、機構の有する訓練に係る多様な訓練のノウハウに支えられており、都道府県などが、この役割を代替することは困難である。

4. ものづくり分野に係る訓練の実施

- 自動車、電機、機械等の基幹産業を支えてきた地域のものづくり中小企業群がグローバルなコスト競争、機械・設備の高度・高価格化、人材不足等により、各地で大幅に減少ないし消滅しつつある。
- 他方、最近のものづくり分野の現場においては、製品の品質の高度化、納期の短縮、価格競争に応じ、高速・高精度のNC複合旋盤やマシニングセンタなどが導入されデジタル化が進む一方、中核労働者については、新技術への対応に加え、品質や設備の不具合、トラブル発生、効率的な生産ラインの構築などに対応できる能力が、生産性向上の鍵を握るものとして重視されている。
- このような中で、ものづくり中小企業群の維持・強化を図るためにには、若手を中心とした人材の育成・確保の問題が不可欠である。ところが現状をみると、中小企業における人材確保の困難、企業間を移動しつつ一人前となる仕組みの崩壊や、ものづくり分野の民間教育訓練機関がほとんど存在しないこと等から、公的な支援がますます求められるようになっている。
- このため、職業訓練についても、高度・高額の機械を装備したうえ、新技術のほか、生産管理・品質管理など、高度かつ幅広い分野にわたる知識・技能についてコースを設定し、訓練を実施する能力が必要であり、都道府県においても十分な対応は困難である。
- 上記のような事情を踏まえ、労使団体をはじめ、地域自治体や中小企業団体から、国の責任において、ポリテクセンターやポリテクカレッジの運営を求める要望が数多く出されている。

5. 職業訓練のノウハウと全国ネットワークによる一体的運用

- 職業訓練制度の特質として、訓練内容が技術の急激な進歩等に常にキャッチ・アップすることが要請される。このため、職業訓練指導員の能力の向上や新技術等に対応した訓練カリキュラム・コースの改廃は、職業訓練の鮮度を保つ生命線である。
- 現在、職業訓練指導員の研修を専門的に行う施設は、全国で職業能力開発総合大学校のみである。また、同校では、PDCAサイクルの展開など訓練の質の保証システムの確立を図っている。
- 機構は、こうした職業訓練に係るノウハウを持つ職業能力開発総合大学校と前述のポリテクセンター（61所）やポリテクカレッジ（22校）を全国ネットワーク化し、一体的に行うことによって、次の効果を上げている。
 - ① 必要に応じた指導員の再研修や、頻繁なカリキュラム・コースの見直し・改廃（毎年離職者訓練では1／3のコース、在職者訓練では2／3のコース）を行い、全国の職業訓練水準を質的に担保している。
 - ② 機構の職業訓練指導員については、全国の多様な施設を異動する中で、専門職種の実践的なOJTやキャリア・アップを図ることが可能となっている。
- 他方、都道府県では、指導員の研修機会が乏しく、小規模県の中には、異動が限られ、実践的なキャリア・アップの機会が少ない県や、カリキュラム・コースの改廃を行っていない県も少なくない（20年度18県）。
- 国による指導員の研修機能や訓練の質の保証のノウハウ及び全国ネットワークの仕組みを解体すれば、指導員の技能や訓練内容の陳腐化が進行し、全国の職業訓練の水準の維持が困難となる。
- なお、職業能力開発総合大学校は、指導員就職率こそ低いが、民間も含めた就職率は高く、企業からも高い評価を得ていることから、この訓練内容を職業能力開発大学校に移管・強化することが必要である。

6. 都道府県への移管に伴う問題

【職員の移管に関する問題】

- 現在、機構の各訓練施設の指導員は、全国異動の中で職務命令により各地域での勤務をしており、都道府県が、当該県内の機構施設の指導員を受入れようとしても、希望地域の相違や民間転職により、必要な指導員を確保できる保障はない。
- また、都道府県の職員の定員事情が厳しい中で、希望者がいても、常勤での採用とならなければ条件面での折り合いがつくことは期待できず、職員の雇用問題が発生するおそれ。

【職業訓練業務の移管に伴う財源の問題】

- 機構が実施している職業訓練を都道府県に移管し、都道府県が独自に訓練を行う場合に、事業主負担のみの雇用保険二事業からの支出で対応することについては、財源負担者である事業主団体の代表者から強い反対意見があった。一方、都道府県からは、財源については、必要経費を全額確保すべきとの意見があった。
- 職業訓練業務の移管に伴う財源の問題については、今後、財源負担者である事業主や都道府県の意見、他制度との均衡等も考慮しつつ検討することが必要である。

【財産の移転に関する問題】

- 移管に伴い、基本的には、施設・設備の適正価格での買い取りが原則であり、都道府県の負担が発生。

【移管に伴う負担と混乱】

- 職業訓練事業の移管は、指導員等の募集、条件の調整、民間からの補充、運営ノウハウの継承、職員の研修、財政的手当、訓練科目の見直し、施設・設備の整備等時間と労力を要する作業である。すべての施設の移管となれば、機構・県双方にとって大きな負担であり、雇用失業情勢が厳しく、離職者訓練の実施が急務となる中で、大きな混乱を生じかねない。